

様式

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 1 回川越市協働事業審査委員会
開 催 日 時	令和 7 年 4 月 1 6 日（水） 午後 1 時 4 5 分 開会 ・ 午後 3 時 3 0 分 閉会
開 催 場 所	川越市役所本庁舎 4 A 会議室・迎賓室
議 長（会長） 氏 名	真下英二委員長
出席者（委員） 氏名（人数）	真下英二委員長 櫻井晶夫副委員長 奥 倫陽委員 佐藤保雄委員 野本吉憲委員 藤井美登利委員 山口日出美委員 柳内邦章委員 （ 8 名）
欠席者（委員） 氏名（人数）	栃原綾子委員（ 1 名）
事 務 局 職 員 職 氏 名	川越市市民部 部長 矢崎東洋 地域づくり推進課 課長 高野昌和 副主幹 川田雅美 主査 森 裕美
傍 聴 者 人 数	1 名
会 議 次 第	1 開会 2 委嘱書の交付 3 市長あいさつ 4 議事（1）正・副委員長の選出 （2）正・副委員長の就任あいさつ （3）会議の傍聴について （4）令和 7 年度会議等スケジュールについて （5）制度概要及び審査基準について （6）プレゼンテーション、ヒアリングについて 5 その他 6 閉会
配布資料	別 紙・・・次第 資料 1・・・川越市協働事業審査委員会条例 資料 2・・・川越市協働事業審査委員会の傍聴に関する要領

	資料 3 令和 7 年度協働事業スケジュール（案）
	資料 4 川越市協働推進事業制度のポイント
	資料 5 川越市提案型協働事業補助金審査基準
	資料 6 川越市協働委託事業審査基準
	資料 7 提案型協働事業プレゼンテーションについて
	資料 8 協働事業ヒアリングについて
	資料 9 個人情報の保護に関する法律（抜粋）
	参考 令和 6 年度の協働事業一覧
	別紙 同意書、川越市協働事業審査委員会委員名簿

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	開 会 午後 1 時 4 5 分
	1 開 会 (迎賓室へ移動)
	2 委嘱書の交付 市長から委嘱書の交付
事務局	3 市長あいさつ (4 A 会議室へ移動) 事務局職員紹介 会議の傍聴→可 原則公開
	4 議 事 会議の成立 川越市協働事業審査委員会条例第 5 条第 2 項
仮議長	(1) 正・副委員長の選出 仮議長選出・・・櫻井晶夫委員 議題第 1 号正・副委員長の選出を議題とする。 川越市協働事業審査委員会設置要綱第 5 条第 1 項において、 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって これを定めると規定されている。委員長、副委員長の互選につ いて意見はあるか。
委員	指名推薦の方法がよいと思う。
仮議長	指名推薦の方法でよろしいか。
委員	(異議なし)

仮議長	指名推薦の方法に決定した。どなたかご指名はあるか。
委員	委員長に真下委員、副委員長に櫻井委員を推薦する。
仮議長	真下委員が委員長、私が副委員長でよろしいか。
委員	(異議なし)
仮議長	令和7年度協働事業審査委員会正副委員長は、委員長を真下委員、副委員長を櫻井委員で決定する。正副委員長が決定したので、仮議長の任を解く。
委員長	(2) 正・副委員長の就任あいさつ 委員長あいさつ
副委員長	副委員長あいさつ
委員	委員紹介・挨拶
事務局	(3) 会議の傍聴について 議題の第3号、審査委員会設置に至る経緯について説明資料2：川越市協働事業審査委員会の傍聴に関する要領
委員長	引き続き、この要領により行うことでよろしいか。
委員	(異議なし)
事務局	(4) 令和7年度会議等スケジュールについて 協働委託事業応募期間：令和7年4月1日～14日 提案型協働事業（新規）応募期間：5月中旬予定 提案型協働事業（継続）は令和7年3月7日～14日に応募を受付、3月26日に採択決定（5件）。

	令和 7 年 4 月 1 6 日：委嘱式・令和 7 年度プレゼンテーション等の説明について 5 月 1 2 日：協働事業プレゼンテーション(継続事業)協働委託事業ヒアリング 5 月下旬(書面会議)：「協働委託事業」実施団体決定 6 月上～中旬：協働事業プレゼンテーション(新規事業) 6 月 中 旬：「提案型協働事業(新規事業)」実施団体決定 令和 8 年 1 月中旬：協働事業実施状況報告・報告会説明 2 月 9 日：協働事業報告会 3 月下旬：令和 8 年度提案型協働事業採択(継続事業) 令和 7 年度も審査委員による各事業の視察を行う。
委員 事務局	提案型協働事業(新規事業)の申請期間は。 現段階では確定していない。応募要項公開後、2 週間程度の申請期間とし、申請締切は 5 月中旬頃を予定している。
委員	事業報告会での職員研修のアンケートで「行政から協働する団体を探してもいい」という意見があった。すぐには難しいと思うが、事業者側からだけでなく、行政側からも協働委託ではなく提案型協働事業として行うことも考えていく必要があると思う。
委員	庁内に提案型協働事業を周知する具体的な策を講じられると良い。
委員	庁内にも研修に参加した職員に向けて、提案事業の申請が始まることを周知するべき。そこに推薦したい(委託でなくても協働できそうな)団体についての案内文もあると良い。
委員	庁内だけではなく、公民館の運営審議会や社会福祉協議会にも周知してみてもどうか。

事務局	課としては、事業報告会と新規採用職員向けに協働の研修を行い周知、啓発をしている。ご意見いただいたことも検討していく。
委員	市民部として協働事業に力を入れて部課長会議等でも話してほしい。
	(5) 制度概要及び審査基準について 資料4：制度のポイントを説明 資料5：提案型協働事業補助金審査基準 資料6：協働委託事業審査基準
委員	市の財政が厳しくなっている状況で協働の実施方法もこれまで通りで良いのか疑問がある。現在、第5次総合計画の検討を市では行っているので、協働指針の見直しについても提案していきたい。この機会に再度、委員の皆さんも協働指針を読み込んでいただきたい。
委員	実施方法で「負担金等で実施」の負担金とはどういった意味なのか。行政と団体どちらが負担するのか。
事務局	負担金という形については確認し、次回の審査委員会で回答する。
委員	提案型協働事業で補助期間終了後に負担金で実施した事例があったかどうか調べて欲しい。
事務局	補助期間終了後の事業の実施方法については少し調べるのに時間をいただく。
委員長	行政用語としての負担金なのか、一般用語としての負担金なのか整理して報告いただきたい。今回の資料については修文としての対応でよいか。
委員	(異議なし)
委員	昨年度協働指針の見直しで委員会で意見を集めたが、その後どうなっているか。

事務局	他市の状況調査は行っているが、その先は進んでいない。
委員	協働事業審査委員会の中で議論するのではなく、上位計画である総合計画等に反映させていく方が良い。
委員	提案型協働事業に対する事業補助は3年が限度だが、協働委託事業について年数の制限はないのか。
事務局	協働委託事業は所管課が予算を確保し、実施するものなので、お互いが必要とする限りは続くので、年数制限はない。
委員	提案型協働事業でやっていたものが、よい事業として市の事業として認められ、所管課が予算化して実施しているものもある。
委員長	審査基準等について、事務局の説明のとおり進めてよろしいか。
委員	(異議なし)
	(6) 令和7年度協働事業プレゼンテーション等について
事務局	資料7：提案型協働事業プレゼンテーションを説明 資料8：協働委託事業ヒアリングを説明
委員	かわごえエコツアーが昨年度で委託事業でなくなったので、代わるものを環境政策課が行うと言っていたが、どんなものを行うのかヒアリングの場で聞くことはできないのか。
事務局	ヒアリングの場で直接環境政策課に聞くことは難しいが、事務局が環境政策課に確認し、その内容をお伝えすることは可能である。
委員	団体が続けることが難しいという理由で、エコツアーは委託事業ではなくなったが、環境政策課が独自で行おうとしている事業を他の団体が見て事業実施に手を上げる可能性があるもので、出来れば環境政策課から直接話を聞きたい。

委員 事務局	行政側から協働委託事業を行いたいという話はないのか。 ここ１年の間では行政側から新たに協働委託事業を行いたいという声は聞いていない。
事務局	協働事業プレゼンテーション・ヒアリングについて ５月１２日（月）市役所７階ＡＢ会議室で実施する。 協働委託事業は１事業に対し１団体の応募があり、提案型協働事業は継続事業の５団体がプレゼンテーションする。当日の様子はビデオ撮影し、公式 Youtube チャンネルに公開する。 ５ その他 ①委員の氏名、所属団体名の公表について（委員名簿、会議録等）、同意書の記入 ②保険（公務災害補償等）について ③マイナンバーカードの番号変更があった場合について ④資料の郵送等について
副委員長	６ 閉 会 副委員長あいさつ 閉会 午後３時３０分